

【特定給食施設の種類について】

特定給食施設事業開始届出書の「3 納入施設の種類」の欄には、下表の「学校」から「その他」までのなかから該当するものを記入してください。

施設の種類名	該当する施設形態	根拠法令等
学校	幼稚園型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、学校給食センター（学校給食共同調理場）等	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校および第134条に規定する各種学校 ・学校給食センター（学校給食法第6条に規定する学校給食共同調理場） ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園である場合
病院	病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院	介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等	老人福祉法第5条の3に規定する施設
児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第7条に規定する施設 ・社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園（当該施設が幼稚園である場合は除く。）
社会福祉施設	救護施設、更生施設、障害者支援施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法第38条に規定する施設 ・身体障害者福祉法第5条第1項に規定する施設 ・売春防止法第36条に規定する施設 ・社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの（児童福祉に関するものを除く。）

事業所	事業所、事務所（社員食堂等）	労働基準法別表1に規定する事業所または事務所
寄宿舎	寄宿舎	学生、または労働者の寄宿施設
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所） ・少年院法第4条に規定する少年院 ・少年鑑別所法第3条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊	
一般給食センター	配食センター等	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給施設であって、上記「学校」から「事業所」までに該当しないもの
その他	有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等	上記「学校」から「一般給食センター」まで以外の施設